

江津市

国土強靱化地域計画

令和2年6月

島根県江津市

目次

I. 序論

- 1. 計画策定の背景..... 1
- 2. 江津市の地域特性

II. 基本的考え方

- 1. 計画の位置づけ..... 9
- 2. 計画の見直し..... 9
- 3. 計画の推進..... 9
- 4. 基本目標と事前に備えるべき目標..... 10
- 5. 国土強靱化に取り組むにあたっての基本的な方針..... 11

III. 脆弱性評価と推進方針の検討

- 1. 実施手順..... 12
- 2. 枠組み..... 12

IV. 施策分野ごとの推進方針

- 1. 行政機能..... 15
 - 2. 住宅・都市・土地利用..... 16
 - 3. 保健医療・福祉、教育..... 18
 - 4. エネルギー・ライフライン..... 19
 - 5. 情報通信..... 19
 - 6. 交通・物流..... 20
 - 7. 経済産業..... 21
 - 8. 国土保全..... 21
 - 9. 環境..... 22
 - 10. 横断的分野（避難訓練・防災組織・防災教育）..... 23
 - 11. 横断的分野（老朽化対策）..... 25
-
- (別紙1) 施策分野ごとの脆弱性評価..... 26
 - (別紙2) 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価..... 35
 - (別紙3) 強靱化に関する事業一覧..... 49

I. 序論

1. 計画策定の背景

平成23年に発生した東日本大震災の経験を踏まえ、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が公布・施行され、平成26年6月に「国土強靱化基本計画」（以下「国の基本計画」という。）が閣議決定された。

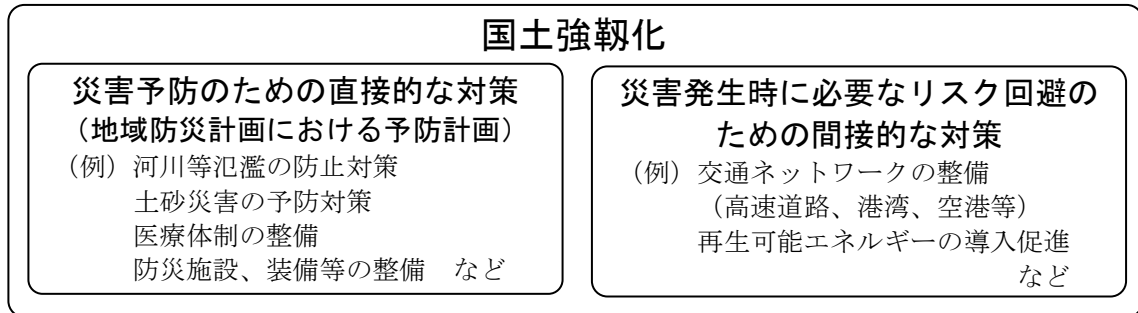
国土強靱化とは、あらゆるリスクを見据えつつ、どんなことが起ころうとも最悪な事態に陥ることが避けられるような強靱な行政機能や地域社会、地域経済を事前に作り上げていこうとするものである。

また、国土強靱化計画とは、自然災害の種類や規模に関わらず、災害発生時に想定される「起きてはならない最悪の事態」を回避するための「平時」に必要な施策について、脆弱性評価に基づき、今後の取組方針をまとめるものである。

本市においては、大規模自然災害等への備えとして、江津市地域防災計画における予防計画に基づく風水害や地震災害に対する直接的な予防対策をはじめ、国土強靱化に資する様々な施策を行ってきたところであり、このたび、国の動きに併せ、江津市強靱化に関する施策の推進に関する基本的な指針として、本計画を策定するものである。

《本市における国土強靱化に関する近年の主な取組み》

- ① 防災関係計画
 - ・ 江津市地域防災計画の改正（R1）
 - ・ 江津市水防計画の改正（R1）
- ② 耐震化、老朽化対策
 - ・ 江津市都市公園施設長寿命化計画（H27）
 - ・ 江津市公共施設等総合管理計画策定（H28）
 - ・ 江津市建築物耐震改修促進計画策定（H29）
 - ・ 江津市橋梁長寿命化修繕計画策定（H29）
 - ・ 要安全確認計画記載建築物耐震化促進事業補助金創設（H30）（R1 改定）
 - ・ 渡津小学校屋内運動場耐震化工事（R1）
 - ・ 木造住宅耐震化促進事業補助金改定（R1）
 - ・ がけ地近接等危険住宅移転事業補助金改定（R1）
 - ・ ブロック塀等安全確保事業（R2）
- ③ 情報伝達体制の整備
 - ・ 防災行政用無線（移動系）の整備（H21）
 - ・ 全国瞬時警報システム（Jアラート）の設備更新（H30）
 - ・ 防災行政用無線（同報系）のデジタル化更新（R2 完了予定）
- ④ その他災害活動体制の整備
 - ・ 江津市地域防災計画災害時職員初動マニュアルの改訂（R2）



2. 江津市の地域特性

(1) 地勢

本市は、島根県の海岸部中央やや西寄りにあり、中国地方最大の川である江の川の河口部に位置する。東は大田市及び川本町、西は浜田市、南は邑南町に接し、日本海に面する海岸部の延長は約 19km、北西から南東へ 16km、総面積は 268.24k m²で、その約 8 割を森林が占めている。

山系は、海岸部に並行して北東から南西に連なる階段構造であり、県境をなす中国山系が 1,200m 級、中山山系が 800m 級、最も海岸寄りに 500m の連山からなり、いずれも中生代以後の火成岩体である。市内で最も高い西山で 593m であり、比較的高い山は市の南東部の大田市温泉津町境及び桜江地域に集まっている。これらの前山として、島の星山を中心とする連山及び大久保山を中心とする連山が乱立している。これらの山は概して急であり、集落間を離間する交通の障害ともなっている。

(2) 河川

本市には大小合わせ 120 余の河川があり、過去の主な自然災害は大雨による河川の氾濫であった。

①江の川

江の川は、その水源を広島県山県郡北広島町大朝阿佐山に発し、三次市において馬洗川、西城川及び神野瀬川を合わせ西流し、本県に入り出羽川を合わせ北流する。邑南町において再び西流に転じ八戸川、都治川などを合わせ本市において日本海に注ぐ。幹川の流域延長 194km うち島根県側約 86km (本市内約 31.5km)、流域面積 3,870k m² (島根県 1,250k m²) に及ぶ中国第 1 の河川である。流域は幅が狭く特に両岸は V 字型のため局部的な災害が過去連続的に発生している。

②八戸川

八戸川は、流域延長 36.0km 流域面積 296.2k m²で水源は邑南町南西部の広島県との県境付近に発し北流し、石見街道とともにやや西寄りに流れていく。浜田市旭町で来尾川、

谷川を合し、桜江町に入ると八戸ダムを経て東流に転じて家古屋川、日和川を合し、川戸で江の川に注ぐ。流域の幅の広さと比較して江の川との合流点の幅は狭く、緩やかな勾配とあいまって災害時には鉄砲水(急激な増水・出水)を起こしやすく、下流域は、江の川の水位上昇によるバックウォーターが生じやすい。昭和 47 年災害、昭和 58 年災害、平成 25 年災害・平成 30 年災害

の際も市山・川戸地区において大規模な浸水被害をもたらしている。

③都治川

都治川は、流域延長 15.2km、流域面積 51.8k m²で水源を大田市温泉津町井田三子山に発し西流し本市に入る。岩滝寺滝をなし、波積町本郷二川地内で南川を合わせ、都治町上都治で北川を合わせ、慈恩寺付近で大きく屈曲し、南流に転じ、松川町下河戸で江の川に注ぐ。都治町下都治付近から江の川合流点まで流域勾配はほとんどなく出水時の江の川の水位の上昇によりしばしば災害に見舞われる。

④敬川

敬川は、流域延長 14.5km、流域面積 52.2k m²でその水源は弓張峠に発し西流し、跡市町小田地内で目田川を合し、旧跡市中学校付近で大きく南流し、金口地内で本明川を有福温泉町堂庭地内で湯路川を合し、浜田市下有福地内を経て敬川町で日本海に注ぐ市西部で最大の河川である。流域は幅が狭くV字型のため災害が多発し、昭和 58 年 7 月 23 日の豪雨の際、跡市、有福、敬川の各地で大きな災害が発生している。

(3) 気候

気温、降水量とも穏やかで、山陰型気候のなかでも比較的北九州気候に近く温和であるが、冬期は北西の季節風がかなり強く、曇りがちな天気が続く。気温は、年平均が 19.8℃、月平均の最高は 8 月の 27.9℃、最低は 1 月の 5.2℃となっている。年平均降水量は、1,900mm 前後となっている。また、降雪量に関しては県内でも少ない。

(4) 災害気象

本市に災害をもたらす気象現象は、梅雨末期の豪雨、台風及び冬の季節風に加え、主に夏から秋にかけて発生するゲリラ豪雨があげられる。

梅雨はオホーツク海付近に源をもつ冷氣塊と太平洋の暖気塊との境界の前線上を 1000km 位の間隔で低気圧が東進し、平均的には 6 月 10 日頃からほぼ 1 ヶ月間で期間中の雨量はほぼ 400mm であるが、年によって遅速、長短と雨量の多少がある。昭和 58 年 7 月 22 日 19 時から 23 日 15 時までに 321mm という豪雨に見舞われて市の西部で大きな被害を出した。

また、昭和 63 年 7 月にも、14 日から 15 日 16 時までに 394mm という豪雨に見舞われ、市の中心部から西部にかけて浸水及び山腹崩壊による大きな被害を出した。

台風は太平洋域で発生する熱帯性の低気圧で内形で渦巻状の荒天域を形成し、中心付近で気圧が急に深まることから小さくても強い風雨を伴う。年間に発生する数は平均して 28 個位とされている。日本で台風に見舞われるのは 8~9 月が多い。7 月までは中国大陸に向かうものが多く、10 月になると日本の南海上を通過することが多い。一般に台風が東側を通過するときは、北風が強く大雨になるが西側を通過するときは南風が強く平成 3 年 9 月

27日台風19号が本市の日本海沖を通過したため、瞬間最大風速47.8メートルを記録し、市内海岸部に暴風による大きな被害をもたらせた。

寒候期に日本海で低気圧が発生すると、猛烈な風が吹き船舶に与える影響は大である。2月になると「春一番」と呼ばれる強風がある。これも日本海で低気圧が発達するとき起こるものである。

(5) 江津市の既往の主な災害

①風水害

年月日	種別	被害状況
昭和46年	大雨	江の川流域氾濫・浸水箇所 (長田、郷田、千金、太田、八神、田野村、都治、松川、久坪、櫃原、中長良、長良、瀬尻、小松、大口、仁万瀬、谷住郷各地区)
昭和47年 7月10日～12日	大雨	江の川流域浸水・氾濫箇所 (渡津、高浜、長田、千金、太田、八神、田野村、市村、久坪、櫃原、中長良、長良、瀬尻、小松、大口、仁万瀬、川戸、谷住郷、下の原、市、船津、妙見谷、天神郷、元折、榎谷、久井谷、田津、和田、大貫、渡田、川越、坂本、鹿賀各地区) 八戸川流域浸水・氾濫箇所 (志谷、小田、三田地、今田、市山、江尾、八戸各地区)
昭和58年	大雨	江の川流域浸水・氾濫箇所 (渡津、高浜、長田、本町、千金、太田、八神、田野村、市村、久坪、櫃原、中長良、長良、瀬尻、大口、仁万瀬、谷住郷、元折、榎谷、久井谷、田津、和田、大貫、渡田、川越、坂本、鹿賀各地区) 八戸川流域浸水・氾濫箇所 (志谷、小田、三田地、今田、市山、江尾、八戸各地区)
昭和63年	大雨	江の川流域浸水・氾濫箇所 (小松、大口、仁万瀬、川戸、谷住郷、下の原、市、船津、妙見谷、天神郷、本町、市東、元折、榎谷、久井谷、田津、和田、大貫、渡田、川越、坂本、鹿賀、志谷、) 八戸川流域浸水・氾濫箇所 (志谷、小田、三田地、今田、市山、江尾、八戸各地区)
平成25年 8月23日～24日	大雨	総雨量 474 mm 敬川流域の浸水・氾濫箇所(有福温泉湯町・堂庭、跡市町目田) 八戸川流域の浸水・氾濫箇所(志谷、小田、三田地、今田、市山、江尾、八戸各地区)
平成30年 7月5日～8日	大雨	総雨量 158.5 mm (桜江観測所)、370.3 mm (津名観測所 (広島県)) 浜原ダム 最大放流量 毎秒7,260トン 江の川本流のバックウォーター一現象により、八戸川・小谷川・田津谷川・都治川流域等で浸水・氾濫

②地震災害

<過去に島根県で発生した(若しくは影響を及ぼした)主な地震、津波災害>

発震年月日		震源			規模 (M)	記 事
西暦	日本歴	震源地	北緯	東経		
1872. 3. 14	明治 5. 2. 6	浜田 (石見浜田地震)	35. 15	132. 1	7. 1	死者 600 余、家屋 5,000 戸以上、津波あり
1950. 8. 22	昭和 25. 8. 22	島根県西部	35° 10. 2	132° 38. 7	5. 2	壁に亀裂、墓石転倒
1977. 5. 2	昭和 52. 5. 2	島根県東部	35° 09. 0	132° 42. 0	5. 6	住宅被害 107 棟
1978. 6. 4	昭和 53. 6. 4	島根県東部	35° 05. 0	132° 42. 0	6. 1	住家半壊 29 棟、一部損壊 39 棟、非住家全壊 2 棟、半壊 2 棟、一部損壊 33 棟
1991. 8. 28	平成 3. 8. 28	島根県東部	35° 19. 4	133° 11. 2	5. 9	壁に亀裂、ヒビ、ガラス割れ、瓦落下など
1997. 6. 25	平成 9. 6. 25	山口県北部	34° 26. 5	131° 40. 0	6. 6	益田市で震度 5 強 小被害
2000. 10. 6	平成 12. 10. 6	鳥取県西部 (鳥取県西部地震)	35° 16. 5	133° 20. 9	7. 3	安来、宍道、仁多で震度 5 強 重症 2 名、軽症 9 名、住家全壊 34 棟、半壊 576 棟など
2001. 3. 24	平成 13. 3. 24	安芸灘 (芸予地震)	34° 07. 5	132° 42. 5	6. 7	羽須美、桜江、三隅で震度 5 弱 軽傷 3 名、一部損壊 10 棟 文教施設 9 など
2018. 4. 9	平成 30. 4. 9	島根県西部	35° 11. 0	132° 35. 2	6. 1	大田市大田町で最大震度 5 強 負傷者 4 名、住家全壊 18 棟、大規模半壊 8 棟、半壊 52 棟、一部損壊 572 棟など

(資料：松江地方気象台、大田市東部を震源とする島根県西部地震記録誌)

③雪災害

<過去に江津市で発生した雪災害>

年 月 日	被害状況 (金額単位：千円)	記 事
昭和 38 年 2 月	江津地区 家屋の倒壊 8 戸 家屋の半壊 18 戸 非住家の全半壊 13 戸 被害金額 45,000(昭和 38 年現在) 桜江地域 被害金額 75,000	波積、松川、川平、井沢、清見、福田、本明などでは最高 3.5m ないし 4.0m の積雪となった。 雪の重みにより、破損する家屋が続出し、2 月 15 日災害救助法を適用された。
昭和 57 年 1 月 16 日 ～1 月 19 日	農作物 9,524 果樹等樹体 8,343 農業施設 500 畜産 600 造林木 3,638	17 日県下全域にわたって 0.3m～1.0m の大雪となり、さらに、19 日朝にかけ 0.3m～0.4m の積雪となった。

(6) 想定する災害

①風水害

本市においては、既往の風水害のうち、最大規模であった平成 25 年（2013 年）8 月 23 日～24 日にかけての大雨と同程度の豪雨に加え、平成 3 年（1991 年）9 月 27 日～28 日にかけての台風第 19 号による大雨・暴風と同程度の台風による被害が懸念されるため、これらの災害と同程度の災害を想定災害とする。

【想定される豪雨・台風の規模等】

想定災害	平成 25 年 8 月 23 日からの大雨	台風第 19 号 (平成 3 年 9 月 27 日～28 日)
気象概況	○時間最大雨量 92.5mm (桜江) 24 日 03 時 21 分 ○日最大雨量 413.5mm (桜江) 24 日 ○総降水量の最大値 474.0mm (桜江) 23 日 8 時 00 分から 25 日 15 時 00 分まで	○最大瞬間風向・風速 56.5m/s(松江)WSW 27 日 23 時 04 分 ○最大風速・風向 28.5m/s(松江)W 27 日 23 時 00 分 ○総降水量の最大値 43.0mm (西郷)

②雪害

昭和 38 年 1 月豪雪と同規模の雪害で、降雪・雪霙のため車両の立ち往生が生ずるような規模の雪害、または交通機関が途絶し、山間地域が孤立する程度の雪害を想定する。

昭和 38 年 1 月豪雪では、昭和 37 年 12 月 30 日から、翌年 2 月 6 日まで 39 日間連続降雪により、記録的な豪雪を観測し、島根県下の被害は、次のとおりである。

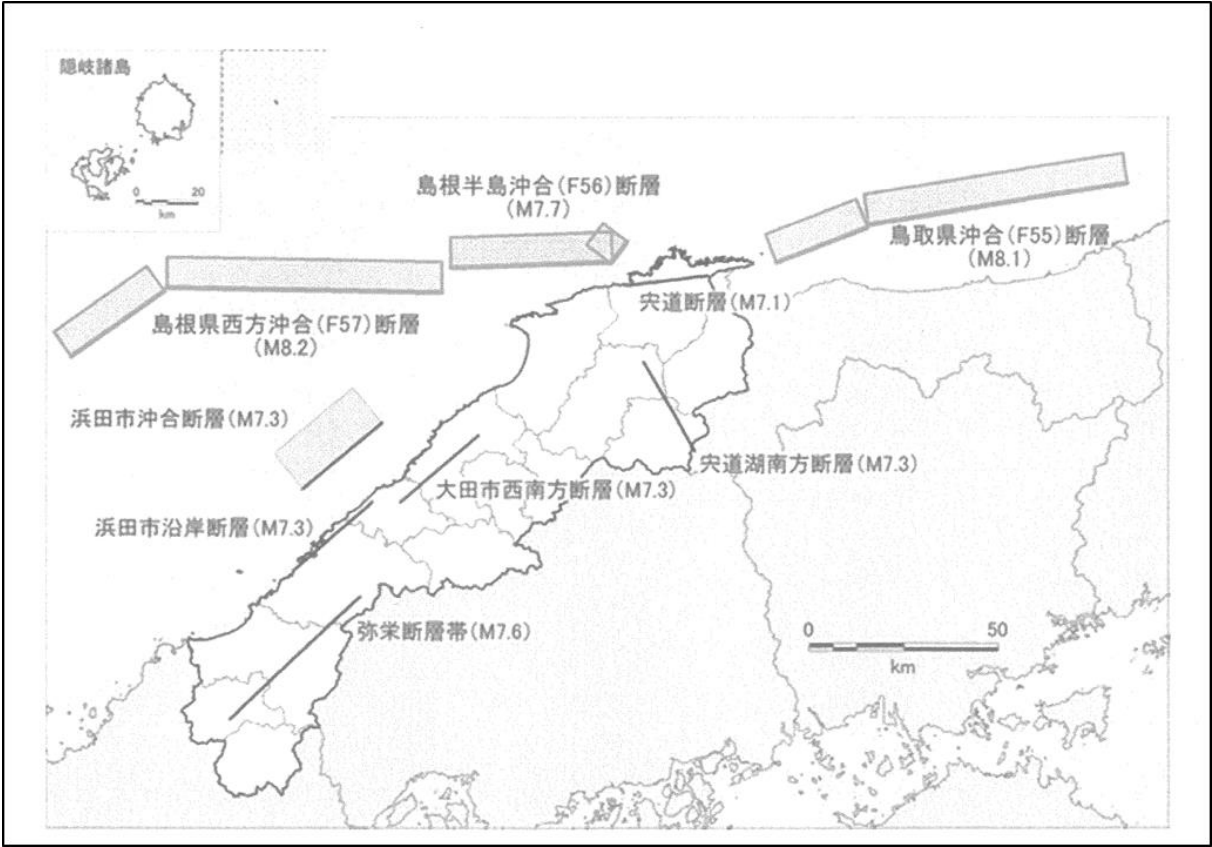
- 人的被害 死者 33 人、負傷者 53 人
- 住家被害 全壊 204 棟、半壊 455 棟、一部損壊 1,094 棟
- 非住家被害 全壊 555 棟、半壊 433 棟
- 罹災世帯 577 世帯（罹災者 2,237 人）

③震災

平成 30 年 3 月に島根県によって策定された「島根県地震・津波被害想定調査報告書」の結果に基づく想定地震による災害を想定する。

- ・大田市西南方の地震 震度 7
- ・浜田市沿岸の地震 震度 7
沿岸の一部で液状化危険度が極めて高い。
- ・島根県西方沖合断層の地震 震度 6 弱
津波最高水位 4.33m
- ・浜田市沖合断層の地震 震度 6 強
沿岸の一部で液状化危険度が極めて高い。
津波最高水位 2.74m

地震動の想定を対象とした地震の断層位置



Ⅱ. 基本的考え方

1. 計画の位置づけ

本計画は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、本市の国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な指針である。

2. 計画の見直し

本計画は、今後の社会経済情勢の変化や、国土強靱化の施策の推進状況などを考慮し、必要に応じて計画を見直すこととする。その際、市政の基本方針となる「江津市総合振興計画」や、本市の他の各種計画と整合した計画とする。

3. 計画の推進

本市においては、市政の基本方針である江津市総合振興計画の取組みについて、毎年度、PDCAサイクルに基づき、成果や課題、今後の方向性等を行政評価としてとりまとめ、公表している。

本計画に基づく各種施策についても、行政評価のなかで成果参考指標として進捗状況等を把握し、翌年度以降の取組みに反映させていく。

なお、本計画で設定した「起きてはならない最悪の事態」は、どの事態が発生しても多大な被害が発生するものであること、また、各施策は複数の分野に資する場合が多いことなどから、事態別の重点化や、施策分野・各施策別の優先順位付けは行わず、各施策のなかで必要に応じて重点化や優先順位付けを行う。

4. 基本目標と事前に備えるべき目標

国土強靱化地域計画は、国の基本計画との調和を保つため、本計画の基本目標と、基本目標を達成するための事前に備えるべき目標については、国の基本計画を踏まえ次のとおりとする。

《基本目標》

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市及び社会の重要な機能が致命的な損害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ること
- ④ 迅速な復旧復興を図ること

基本目標を達成するための《事前に備えるべき目標》

- ① 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- ② 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
- ③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- ⑤ 大規模自然災害発生後であっても経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- ⑥ 大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

5. 国土強靱化に取り組むにあたっての基本的な方針

本市が国土強靱化に取り組んで行くにあたっての基本的な方針については、国及び県の基本計画を踏まえ次のとおりとする。

本市の取組みにあたっては、国の基本計画や市町村の地域計画に基づく取組みや、民間が実施する取組みと連携し、進める。

(1) 国土強靱化の取組姿勢

- ① 強靱性を損なう本質的原因が何かをあらゆる面から吟味しつつ取り組む
- ② 短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組む
- ③ 各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化するとともに、地域の活性を高め依然として進展する東京一極集中からの脱却を図り、「自立・分散・協調」型国土の形成につなげていく視点を持つ
- ④ あらゆるレベルの経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化する

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ① ハード対策（防災施設整備、耐震化、代替施設の確保等）とソフト対策（訓練、防災教育等）を適切に組み合わせ効果的に施策を推進する
- ② 「自助」「共助」「公助」を適切に組み合わせ、国、県、市町村、民間が適切に連携及び役割分担して強靱化に資する適切な対策を講ずる
- ③ 平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する

(3) 効果的な施策の推進

- ① 人口減少による需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえる
- ② 既存の社会資本を有効活用し、民間資金の積極的な活用を図る
- ③ 施設等の効率かつ効果的な維持管理に資する

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

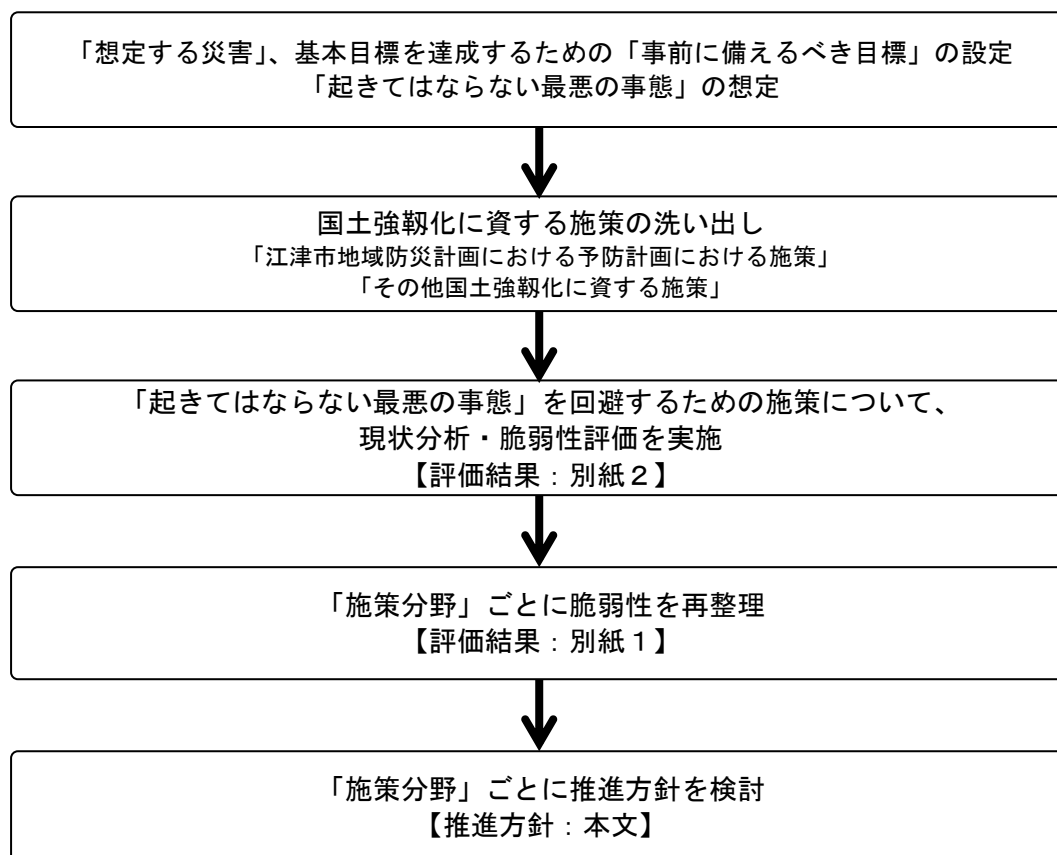
- ① 人のつながりやコミュニティ機能の向上と、強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める
- ② 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮して施策を講ずる
- ③ 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する

Ⅲ. 脆弱性評価と推進方針の検討

基本法においては、国土強靱化に関する施策を、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価を行ったうえで策定されるものと定めている。

本市では、脆弱性評価及び推進方針の検討は、国の基本計画を参考とし、次の実施手順及び枠組みにより実施した。

1. 実施手順



2. 枠組み

(1) 想定する災害

大規模自然災害は一度発生すれば市内の広域な範囲に甚大な被害をもたらすことから、本計画において想定する災害は、二次災害を含めた大規模自然災害とする。

(2) 起きてはならない最悪の事態

次表のとおり事前に備える目標別に28の「起きてはならない最悪の事態」を想定した。

事前に備えるべき目標	番号	起きてはならない最悪の事態
1. 直接死を最大限防ぐ。	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
	1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
	1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
	1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3. 必要不可欠な行政機能は確保する。	3-1	行政機能の機能不全
4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する。	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5. 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
	5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。	7-1	地震に伴う市街地の大规模火災の発生による多数の死傷者の発生
	7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
	7-3	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
	7-4	農地・森林等の被害による国土の荒廃
8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
	8-3	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(3) 施策分野

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の分野として、次のとおり9の個別施策分野と2の横断的分野を設定した。

《個別施策分野》

- ① 行政機能
- ② 住宅・都市・土地利用
- ③ 保健医療・福祉、教育
- ④ エネルギー、ライフライン
- ⑤ 情報通信
- ⑥ 交通・物流
- ⑦ 経済産業
- ⑧ 国土保全
- ⑨ 環境

《横断的分野》

- ⑩ 横断的分野（避難訓練、防災組織、防災教育）
- ⑪ 横断的分野（老朽化対策）

(4) 脆弱性評価と推進方針

本市では、現行の江津市地域防災計画における予防計画を参考とし、その他、国土強靱化に資する施策を含めて対象施策を洗い出し、(2)「起きてはならない最悪の事態」ごとに現状の脆弱性を評価した。

そのうえで、(3) 施策分野ごとに脆弱性を再整理し、施策分野ごとに推進方針を検討した。

IV. 施策分野ごとの推進方針

2で整理した脆弱性評価の結果を踏まえ、次の施策分野ごとの推進方針に基づき、今後、本市の強靱化に向けて取り組む。

1 行政機能
(1) 情報発信体制の整備 防災・避難情報の伝達（防災情報伝達システム整備事業） <ul style="list-style-type: none">・デジタル防災行政用無線（同報系）のシステム整備を行い、戸別受信機の普及を図る。（総務課） 防災情報伝達手段の冗長化 <ul style="list-style-type: none">・非常用発電設備や複数の情報伝達システムの整備を図る。（総務課）
(2) 避難・救助体制の整備 避難・救助体制の確立 <ul style="list-style-type: none">・自主防災組織が中心となっていく避難行動訓練や安否確認体制のサポートを行う。（総務課） 災害対応物資の備蓄 <ul style="list-style-type: none">・食料・飲料水・発電機・燃料等の物資の備蓄を行う。（総務課）・孤立が予想される集落の避難施設に対し、食料・飲料水・発電機・燃料等の物資の備蓄を行う。（総務課） 常備消防組織の機能強化 <ul style="list-style-type: none">・常備消防組織の機能強化のため、消防設備、資機材等への財政的支援を行う。（総務課） 非常備消防組織の機能強化 <ul style="list-style-type: none">・消防団組織の機能強化のため、資機材の整備や人員確保、人材育成を行う。（総務課）
(3) 行政の機能維持 業務継続計画の策定 <ul style="list-style-type: none">・災害発生時に優先度の高い業務を実施していくために、事前に業務継続計画を策定するとともに、習読・訓練を行う。（総務課） 広域応援協力体制の整備 <ul style="list-style-type: none">・災害支援協定の締結を推進する。（総務課） クラウド化の推進 <ul style="list-style-type: none">・遠隔地の堅牢なデータセンターにサーバーの設置を推進していく。（政策企画課） ICT部門の業務継続性の推進 <ul style="list-style-type: none">・優先度の高い業務について脆弱性を洗いだし、事業継続に向けた対策を講じていく。（政策企画課）

2 住宅・都市・土地利用

(1) 建築物の災害予防

崩壊危険地域の予防対策

- ・公共土木施設は、工事箇所やその周辺環境に応じて、地盤改良や構造物の施工、並びに地形、地質、地盤、植生等の自然災害に関連する情報を収集・解析したうえで、最も優れた工法により個別に対応する。(土木建設課)

建築物の災害予防・耐震化

- ・地震に対する建築物の被害を最小限に抑えるため、住宅・多数の者が利用する建築物などの耐震化(除却を含む)や天井・照明等の改修を促進する。(建築住宅課)
- ・土砂災害等に対する住宅の安全性確保のため、区域の指定がされた区域の住宅の移転等の促進を図る。(建築住宅課)

工作物対策

- ・耐震性が劣る擁壁やブロック塀が避難路等の道路沿いに点在していると考えられることから倒壊した場合に人的被害の発生や避難・救助等の障害となる物件の耐震化を促す。(建築住宅課)
- ・地震や暴風の際に市街地の道路等での安全確保のため、看板など老朽化した建物付属物への対策の啓発を進め、所有者等に安全対策を促す。(建築住宅課・建設政策課)

屋内の機器・家具等の転倒防止対策

- ・地震の際に住宅を含め全ての建築物の利用者の安全確保のため、家具固定の必要性の啓発を進める。(建築住宅課)

(2) 建築物の応急体制

地震被災建築物宅地応急危険度判定体制等の整備

- ・地震による被災建築物並びに被災宅地の危険度判定を円滑に行うため、県や関係団体と連携・協力した各種取組により現在の被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の体制を維持する。(建築住宅課・建設政策課)

応急仮設住宅等の確保体制の整備

- ・平時から関係団体と連携し、応急仮設住宅の供給に向けた体制整備を行う。
(総務課・建築住宅課)
- ・各種災害の被害想定に基づく必要戸数を想定し、建設マニュアルの整備・更新、建設事業者等との事前協定の締結(建設・借上)、建設候補地リストの事前作成、定期的な事前訓練、関係機関との連絡体制の強化等、応急仮設住宅の供給に向けた体制強化を行う。(総務課・建築住宅課)

2 住宅・都市・土地利用

(3) 都市づくり・土地利用

防災的な土地利用の推進・土地利用の適正化・都市の不燃化の推進、まちな燃化

- ・中心市街地等の既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、密集市街地の整備改善及び街なか居住の推進等を図るため、住宅等の建設、公共施設の整備等を推進する。(建設政策課)

液状化・崩壊危険地域の予防対策

- ・江津市ホームページで公表している大規模盛土造成地の現地踏査、優先度評価を行う。(建設政策課)

河川等氾濫の防止対策

- ・出水時に市街地等の浸水を防ぐため、都市防災を推進する。(建設政策課・土木建設課)

防災空間の確保

- ・都市の防災機能の向上により安全で安心できる都市づくりを図るため、地震災害時に復旧・復興拠点や復旧のための生活物資等の中継基地等となる防災拠点、周辺地区からの避難者を収容し、市街地火災等から避難者の生命を保護する避難地等として機能する地域防災計画等に位置づけられる都市公園等について緊急的に整備を推進する。(建設政策課・土木建設課)

地籍調査の推進

- ・迅速な災害復旧・復興を図るため、引き続き地籍調査事業を促進する。(管財課)

3 保健医療・福祉、教育

(1) 保健・医療救護体制の強化

医療救護体制の強化

・災害時における災害拠点病院、災害派遣医療チーム、医療救護班の活用、派遣依頼については、県を通じての依頼となる。日頃より管轄する県保健所との情報共有、役割分担を確認するとともに、効率的・効果的な活動ができるような訓練を実施する。さらには災害派遣医療チーム、医療救護班のスムーズな引継ぎや継続的な支援体制の確保を図る。(健康医療対策課)

医療救護資機材・医薬品の備蓄並びに調達体制の強化

・医療救護に必要な資機材や医薬品の備蓄については、どのような物、量を備蓄するのかの検討と供給をどのように確保するのか、県保健所、災害拠点病院、さらには供給協力機関との協定等による確保体制の整備を図る。(健康医療対策課)

防疫・保健衛生体制の強化

・感染症等の発生、拡大を未然に防止するために、被害の状況に応じて迅速適切な防疫体制が取れるよう日頃から活動方法・内容についての訓練、検討を行う。被害の規模によっては、保健所や近隣自治体の協力が必要となることから組織編成や活動方法など防疫が迅速かつ適切に対応できる訓練・準備に努める。さらには、防疫活動と合わせて、避難所等における保健衛生についても十分な体制整備が必要であり、これらの組織編成・活動方法についてのシミュレーション、訓練にも努める。(健康医療対策課)

防疫用薬剤・器具等の備蓄

・緊急の調達が困難と見込まれる防疫に必要な消毒薬剤・散布用機器の備蓄、整備に努める。さらに確保のため協力機関、店舗等との協定により緊急確保体制の充実を図る。(健康医療対策課)

被災者の健康管理

・市保健師のスキルを高めるため、各種研修への参加や被災地等への積極的な派遣等により経験を積ませる。規模や長期化によっては他自治体からの派遣も見込まれるため、それに対応できる体制整備にも努める。(健康医療対策課)

(2) 要支援者対策

避難行動要支援者への支援体制の構築

・毎年度「避難行動要支援者名簿」を更新作成し、要支援者の同意に基づき、警察、消防、民生委員等の「避難支援関係者」に提供する。(社会福祉課)

(3) 災害予防

建築物の災害予防・耐震化

・学校施設や保育施設の安全性を確保するため、施設の改築、修繕を行う際には、建築基準法などに基づく耐震化、不燃化を推進する。また老朽化の進む施設の現状と課題を把握し、建物の安全性及び機能を良好に維持するとともに、今後の維持保全の方向性の検討及び施設の評価を行い、施設の改築及び修繕の優先順位等を勘案した長寿命計画の策定を進める。

(学校教育課・子育て支援課)

職員・市民・学校教育等に対する防災教育

・地震、津波等を想定した学校や保育施設における危険回避のための訓練の繰り返しが、児童生徒や職員の速やかな避難行動につながり重要である。また地域の自主防災組織の活動にも積極的に参加することで、児童生徒や職員の防災意識の更なる向上を図る。

(学校教育課・子育て支援課)

(4) ボランティア体制

災害ボランティアの活動環境の整備

・社会福祉協議会と連携して、災害ボランティアコーディネーターの育成に努める。(社会福祉課)

4 エネルギー、ライフライン

(1) 上下水道施設の安全化

下水道施設の安全化

- ・災害発生時の公衆衛生を確保するため、公共下水道施設のストックマネジメント計画等の策定や、計画等に基づく老朽化対策を計画的に実施する。(下水道課)
- ・災害発生時における汚水処理機能の早期復旧を図るため、BCPの策定や訓練、災害対策マニュアル等の見直しを実施する。(下水道課)

農業集落排水の機能保全

- ・農業集落排水施設等について、機能保全対策や耐震化を計画的に実施する。(下水道課)

水道施設の安全化

- ・平成 28 年度に策定した、江津市水道事業経営戦略に基づき、老朽化した施設の耐震化を踏まえた更新を実施する。(水道課)
- ・災害時拠点施設となる病院等の重要給水施設への基幹管路を耐震性のある管種・継手で更新し、災害時にも断水しない強い水道を目指す。(水道課)
- ・被害想定に対して限られた資源で給水を継続しつつ、目標復旧期間で復旧するための上水道業務継続計画(BCP)を策定する。(水道課)
- ・災害等発生時の初動対応は、江津市水道事業危機管理マニュアルに基づき、円滑に応急給水及び応急復旧活動を行う。(水道課)
- ・災害等発生時は、江津市管工事業組合等との「水道施設の災害に伴う応援協定」に基づき、速やかに水道施設を復旧する。(水道課)
- ・本市独自で対応出来ない規模の断水の場合は、日本水道協会島根県支部に応急給水支援を要請するとともに、協力体制を構築する。(水道課)

5 情報通信

(1) 情報伝達体制の整備

防災情報の伝達(防災情報伝達システム整備事業)

- ・デジタル防災行政用無線(同報系)のシステム整備を行い、戸別受信機の普及を図る。【再掲】(総務課)

防災情報伝達手段の冗長化

- ・非常用発電設備や複数の情報伝達システムの整備を図る。【再掲】(総務課)

市民への的確な情報伝達体制の整備

- ・ケーブルテレビの経路の強靱化やFTTH化を推進していく。(政策企画課)

避難情報の伝達(防災情報伝達システム整備事業)

- ・デジタル防災行政用無線(同報系)のシステム整備を行い、戸別受信機の普及を図る。【再掲】(総務課)

6 交通・物流

(1) 交通施設の安全化・輸送路の整備等

防災空間の確保・交通施設の安全化

- ・主要な幹線道路等における橋梁の耐震対策など、施設の耐震化等の対策を着実に進める。
(土木建設課)
- ・道路、橋梁等について計画的に点検、修繕を実施する。(土木建設課)
- ・災害時における避難や救急活動および物資の輸送を確保するための緊急輸送道路の軸となる山陰道の整備を促進する。(建設政策課)
- ・緊急輸送道路や市内各地とインターチェンジを連結する道路、主要な公共施設・避難所等を結ぶ道路網について、迂回路や防災拠点の状況等、道路の重要度を把握し、広域的視点で優先順位の高いところから、重点的・計画的に整備を進める。(土木建設課)
- ・地震などの災害に対し安全性・信頼性の高い道路網を整備するため、橋梁耐震化、無電柱化、法面などの危険箇所対策、道路構造物の老朽化対策等を優先度の高い箇所から実施する。
(建設政策課・土木建設課)
- ・地域ごとに優先される整備効果の高い路線について、優先順位の高い路線から、計画的に整備を進める。(土木建設課)
- ・災害時の緊急物資等の輸送基地としての機能を維持するため、漁港施設について必要に応じて整備を行う。(農林水産課)

(2) 交通規制体制の整備等

交通規制の実施責任者、実施体制の整備

- ・災害発生時、道路管理者の責務として、市管理道路の状況を把握し必要な規制を行う。また、他の道路管理者や警察等の関係機関とも連携し、情報を迅速に伝達できる体制を確保する。
(土木建設課)

(3) 輸送体制の整備

道路寸断への対応

- ・災害発生時には迅速な迂回路確保や啓開により孤立解消を図るため、平時から情報収集・提供や関係機関との連携体制を強化する。(土木建設課)
- ・迂回路として活用できる農道、集落道、林道、漁港関連道について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する必要がある。(土木建設課・農林水産課)

輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定

- ・災害時の輸送手段を迅速かつ的確に確保するため、「道の駅」サンピコごうつについて、施設管理者として国など関係機関と連携を図る。(農林水産課)

7 経済産業

(1) 企業における防災対策等

事業所における防災体制の整備

- ・地域コミュニティの一員として、地域防災訓練等への積極的な参加について啓発を図る。
(商工観光課)

事業所における事業継続の取組の推進

- ・事業所における業務継続計画(BCP)の策定促進のため、普及啓発活動や情報提供を推進する。
(商工観光課)

(2) 帰宅困難者対策

観光客の安全確保

- ・県など関係機関と連携し、旅館・ホテル等における帰宅困難者対策の推進や、安否確認手段の確保を図る。(商工観光課)

(3) 輸送路の確保

産業・エネルギーの持続

- ・災害時における避難や救急活動および物資の輸送を確保するための緊急輸送道路の軸となる山陰道の整備を促進する。(建設政策課)
- ・緊急輸送道路や県内各地とインターチェンジを連結する道路、広域市町村圏中心都市へ連絡する道路について、迂回路や防災拠点の状況等、道路の重要度を把握し、広域的視点で優先順位の高いところから、重点的・計画的に整備を推進する。(土木建設課)

8 国土保全

(1) 河川・海岸の災害防止

波浪・浸食・高潮災害の防止対策

- ・波浪等による被害を防止するため、海岸環境に配慮しながら波浪等に対応できる護岸等の海岸保全施設の整備を推進するとともに、既存施設の老朽化点検を実施し、特に重要な施設から改修等を計画的に推進する。(建設政策課)

河川等氾濫の防止対策

- ・洪水等の被害を防止し、治水安全度を高めるため、国や県と連携を図り、ダム建設や堤防の安全性向上や内水排除の対策工事を含めた河川改修など治水対策を推進する。
(建設政策課・土木建設課)
- ・市管理河川の適切な維持管理や堆積土砂対策等を計画的に実施する。(土木建設課)

(2) 土砂災害等の災害防止

土砂災害の防止・公共土木施設の安全化

- ・山地災害の防災・減災を図るため、県と連携を図り治山対策を推進する。(農林水産課)
- ・地すべり危険箇所については、県と連携を図り地滑り防止対策を推進する。(農林水産課)

農業基盤施設の安全化

- ・安全性に不安のある老朽化した農業用ため池は、抜本的な改修や減災対策を推進する。
(農林水産課)

森林整備の実施

- ・適切な森林の整備と保全を図るため、人工林等において森林整備対策を実施する。
(農林水産課)

9 環境

(1) 生活環境に関する施設等の安全化

下水道施設の安全化

- ・災害発生時の公衆衛生を確保するため、公共下水道施設のストックマネジメント計画等の策定や、計画等に基づく老朽化対策を計画的に実施する。(下水道課)【再掲】
- ・災害発生時における汚水処理機能の早期復旧を図るため、BCPの策定や訓練、災害対策マニュアル等の見直しを実施する。【再掲】(下水道課)

農業集落排水の機能保全

- ・農業集落排水施設等について、機能保全対策や耐震化を計画的に実施する。(下水道課)

廃棄物処理体制の整備

- ・災害廃棄物処理マニュアルを策定する。(市民生活課)
- ・災害廃棄物の仮置き場候補地をリストアップしておく。(市民生活課)
- ・仮置き場の設置運営に係る機材・人員を確保するため、応援要請先をリストアップしておく。(市民生活課)
- ・災害廃棄物の収集・運搬が円滑に行えるよう業界団体や近隣の市町村、地元建設業組合等の災害時の応援体制について検討を行う。(市民生活課)
- ・被災地の個人住宅等でのごみ処理が迅速となるよう、ボランティアの活動が効率よく行える支援体制を検討しておく。(市民生活課)
- ・災害時の広報を、より早く、的確に行うため、復旧段階ごとの広報媒体や広報手段などについて検討しておく。(市民生活課)
- ・被災地域の情報を詳細に把握するため、地域コミュニティなどの地縁団体との連携について検討を行う。(市民生活課)
- ・処理困難物などの受け入れ先や手続きについて検討を行う。(市民生活課)

10 横断的分野(避難訓練、防災組織、防災教育)

(1) 避難訓練

避難行動要支援者への支援体制の構築

- ・毎年度「避難行動要支援者名簿」を更新作成し、要支援者の同意に基づき、警察、消防、民生委員等の「避難支援関係者」に提供する。【再掲】(社会福祉課)

避難施設の設置

- ・自然災害に対応した指定緊急避難場所や地区避難所を指定・認定し、表示板の設置や防災マップへの搭載を行う。(総務課)

避難・救助体制の確立

- ・自主防災組織が中心となって行う避難行動訓練や安否確認体制のサポートを行う。【再掲】(総務課)

(2) 防災組織等の活動環境整備

地域コミュニティ活動による防災体制の構築

- ・モデルとなる取組の紹介等を行いながら意識を高める活動と、取組の進め方を周知する。(地域振興課)
- ・防災リーダーを、地域コミュニティ活動の一環として養成する。(地域振興課)

広域応援協力体制の整備

- ・災害支援協定の締結を推進する。【再掲】(総務課)

常備消防組織の機能強化

- ・常備消防組織の機能強化のため、消防設備、資機材等への財政的支援を行う。【再掲】(総務課)

非常備消防組織の機能強化

- ・消防団組織の機能強化のため、資機材の整備や人員確保、人材育成を行う。【再掲】(総務課)

事業所における防災体制の整備

- ・地域コミュニティの一員として、地域防災訓練等への積極的な参加について啓発を図る。【再掲】(商工観光課)

災害復旧の担い手の確保

- ・建設産業における担い手の育成・確保を図るため、建設業界団体と行政が連携して、若年者の入職・定着の促進に繋がる取組み(魅力発信・イメージアップ、技術者・技能者の育成等)を推進する。(商工観光課・建設政策課・土木建設課)

支援協定締結団体との連携強化

- ・「大規模災害発生時における応急対策業務に関する協定書」の締結団体と連携し、情報伝達訓練や応急対応訓練を実施し、体制の強化を図る。(土木建設課)

10 横断的分野(避難訓練、防災組織、防災教育)

(3) 防災教育

防災マップの整備

- ・自然災害のリスクを示した防災マップを作成し、住民に配布する。(総務課)

海拔表示板の設置

- ・海拔表示板を設置し、往来する住民等に浸水害のリスクを示す。(総務課)

避難施設の設置

- ・津波災害に対応した津波避難ビルや避難高台、指定緊急避難場所を指定し、表示板の設置や防災マップへの搭載を行う。(総務課)

職員・市民・学校教育等に対する防災教育

- ・地震、津波等を想定した学校や保育施設における危険回避のための訓練の繰り返しが、児童生徒や職員の速やかな避難行動につながり重要である。また地域の自主防災組織の活動にも積極的に参加することで、児童生徒や職員の防災意識の更なる向上を図る。【再掲】

(学校教育課・子育て支援課)

地域における要配慮者対策

- ・外国人に対し、避難経路の確認や危険区域の把握など防災講座を開催する。【再掲】

(政策企画課・総務課)

- ・外国人住民にはやさしい日本語による対応が行えるよう、職員等への研修を実施する。

(政策企画課)

- ・通訳・相談等の支援が可能な団体・個人の把握と相談体制の整備を行う。(政策企画課)

11 横断的分野(老朽化対策)

建築物の災害予防・耐震化

- ・耐震化計画の策定と実行を図る。(地域振興課)
- ・学校施設や保育施設の安全性を確保するため、施設の改築、修繕を行う際には、建築基準法などに基づく耐震化、不燃化を推進する。また老朽化の進む施設の現状と課題を把握し、建物の安全性及び機能を良好に維持するとともに、今後の維持保全の方向性の検討及び施設の評価を行い、施設の改築及び修繕の優先順位等を勘案した長寿命計画の策定を進める。【再掲】
(学校教育課・子育て支援課)

建築物の老朽化対策

- ・市有建築物の安全性を確保するため、『江津市公共施設等総合管理計画』及び各施設の『長寿命化計画』に基づき、各施設管理者において施設の長寿命化などを計画的に進める。
(管財課・建築住宅課)

防災空間の確保

- ・地震などの災害に対し安全性信頼性の高い道路網を整備するため、橋梁耐震化、無電柱化、法面などの危険箇所対策、道路構造物の老朽化対策等を優先度の高い箇所から実施する。【再掲】
(建設政策課・土木建設課)

水道施設の安全化

- ・平成 28 年度に策定した、江津市水道事業経営戦略に基づき、老朽化した施設の耐震化を踏まえた更新を実施する。【再掲】(水道課)
- ・災害時拠点施設となる病院等の重要給水施設への基幹管路を耐震性のある管種・継手で更新し、災害時にも断水しない強い水道を目指す。【再掲】(水道課)
- ・被害想定に対して限られた資源で給水を継続しつつ、目標復旧期間で復旧するための上水道業務継続計画(BCP)を策定する。【再掲】(水道課)
- ・災害等発生時の初動対応は、江津市水道事業危機管理マニュアルに基づき、円滑に応急給水及び応急復旧活動を行う。【再掲】(水道課)
- ・災害等発生時は、江津市管工事業組合等との「水道施設の災害に伴う応援協定」に基づき、速やかに水道施設を復旧する。【再掲】(水道課)
- ・本市独自で対応出来ない規模の断水の場合は、日本水道協会島根県支部に応急給水支援を要請するとともに、協力体制を構築する。【再掲】(水道課)

下水道施設の安全化

- ・災害発生時の公衆衛生を確保するため、公共下水道施設のストックマネジメント計画等の策定や、計画等に基づく老朽化対策を計画的に実施する。【再掲】(下水道課)
- ・災害発生時における汚水処理機能の早期復旧を図るため、BCPの策定や訓練、災害対策マニュアル等の見直しを実施する。【再掲】(下水道課)

農業集落排水の機能保全

- ・農業集落排水施設等について、機能保全対策や耐震化を計画的に実施する。【再掲】(下水道課)

別紙 1 施策分野ごとの脆弱性評価

1 行政機能
(1) 情報発信体制の整備 防災情報の伝達(防災情報伝達システム整備事業) <ul style="list-style-type: none">・防災情報を伝達するシステムを整備する必要がある。(総務課) 避難情報の伝達(防災情報伝達システム整備事業) <ul style="list-style-type: none">・避難情報を伝達するシステムを整備する必要がある。(総務課) 防災情報伝達手段の冗長化 <ul style="list-style-type: none">・大規模災害により、ライフラインが途絶した場合も防災情報が伝達できるよう、冗長化を図る必要がある。(総務課)
(2) 避難・救助体制の整備 避難・救助体制の確立 <ul style="list-style-type: none">・要配慮者を支えあう共助の体制を整備する必要がある。(総務課) 災害対応物資の備蓄 <ul style="list-style-type: none">・ライフラインの途絶や食料の欠乏に備え、備蓄物資を整備する必要がある。(総務課) 常備消防組織の機能強化 <ul style="list-style-type: none">・災害時における消防・救急・救助体制の機能を強化する必要がある。(総務課) 非常備消防組織の機能強化 <ul style="list-style-type: none">・災害時における消防・救助体制の機能を強化する必要がある。(総務課)
(3) 行政の機能維持 業務継続計画の策定 <ul style="list-style-type: none">・行政が被災し、機能不全とならないように業務継続計画の策定が必要である。(総務課) 広域応援協力体制の整備 <ul style="list-style-type: none">・ライフラインの途絶や食料の欠乏に備え、他地域からの支援を受けられる体制を整備する必要がある。(総務課) クラウド化の推進 <ul style="list-style-type: none">・大規模災害が起きた際に重要なデータの消失を防ぐ必要がある。(政策企画課) ICT部門の業務継続性の推進 <ul style="list-style-type: none">・災害時にできるだけ速やかにシステム・ネットワークの復旧を図る必要がある。(政策企画課)

2 住宅・都市・土地利用

(1) 建築物の災害予防

崩壊危険地域の予防対策

- ・地震時に法面崩壊等が発生する可能性があることから、道路施設の被害を防止することが必要である。(土木建設課)

建築物の災害予防・耐震化

- ・住宅や多数の者が利用する建築物などの耐震化が十分に進んでいないことから、耐震化(除却を含む)や天井脱落等の対策を促進する必要がある。(建築住宅課)
- ・土砂災害等の危険性のある区域内には多くの住宅が存在していることから移転等の促進が必要である。(建築住宅課)

工作物対策

- ・耐震性が劣る擁壁やブロック塀が避難路等の道路沿いに点在していると考えられることから倒壊した場合に人的被害の発生や避難・救助等の障害となる物件の耐震化を促す必要がある。(建築住宅課)
- ・市街地では、建築物に付属した屋外看板のうち老朽化などにより落下の危険性が発生する看板の増加が懸念されるため、暴風・地震等による脱落防止対策を促す必要がある。(建築住宅課・建設政策課)

屋内の機器・家具等の転倒防止対策

- ・地震の際に住宅を含め全ての建築物の利用者の安全確保のため、家具固定の必要性の啓発を進める必要がある。(建築住宅課)

(2) 建築物の応急体制

地震被災建築物宅地応急危険度判定体制等の整備

- ・地震により被災した建築物及び宅地の危険性を判定し、余震による人的被害を防ぐ必要があることから、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の育成と体制を維持する必要がある。(建設政策課・建築住宅課)

応急仮設住宅等の確保体制の整備

- ・住宅被災者等の早期の生活再建のため、応急仮設住宅の迅速な確保が必要である。(総務課・建築住宅課)

2 住宅・都市・土地利用

(3) 都市づくり・土地利用

防災的な土地利用の推進・土地利用の適正化・都市の不燃化の推進、まちな燃化

・都市の既成市街地内で、土地利用の細分化、老朽化した木造住宅の密集、耐震基準を満たしていない建物の存在、道路や公園など公共施設の未整備といった状況がみられることから、宅地の耐震化や不燃化など安全な都市空間を整備する必要がある。(建設政策課)

液状化・崩壊危険地域の予防対策

・大規模地震発生時に、地盤の状況によっては液状化が発生する可能性があるため、建築物に対する被害を防止する必要がある。(建設政策課)

河川等氾濫の防止対策

・河川氾濫により家屋等が浸水するおそれがあることから、対策工事を進める必要がある。
(建設政策課・土木建設課)

防災空間の確保

・地震発生時における延焼遮断あるいは避難地としての都市公園が不足しているため、防災機能を備えた公園を整備する必要がある。
(建設政策課・土木建設課)

地籍調査の推進

・災害発生時の迅速な復旧・復興を図るためには、地籍調査事業を促進する必要がある。(管財課)

3 保健医療・福祉、教育

(1) 保健・医療救護体制の強化

医療救護体制の強化

・災害発生時における医療救護を必要とする多数の傷病者の発生とともに、これに対応すべき医療施設も被害を受けることにより医療提供が困難となる状況が見込まれる。これに対応するための災害拠点病院、災害派遣医療チーム、医療救護班が効率的かつ効果的に活動が行える体制の整備、充実が必要である。(健康医療対策課)

医療救護資機材・医薬品の備蓄並びに調達体制の強化

・災害時における医療救護を適切に行うためには、必要な医療器材や医薬品を確保する必要がある。(健康医療対策課)

防疫・保健衛生体制の強化

・被災地域においては、衛生条件も悪く、感染症等の発生が予想される。感染症の発生、拡大を未然に防止する必要がある。(健康医療対策課)

防疫用薬剤・器具等の備蓄

・災害時には消毒薬剤や消毒機材の調達が困難となることがあるため、平時よりその確保や整備に努める必要がある。(健康医療対策課)

被災者の健康管理

・災害の規模、長期化によっては、被災者の精神面も含めた健康管理や公衆衛生活動自体の継続が困難になることが予想される。公衆衛生活動が適切かつ継続的にできる体制構築が必要。(健康医療対策課)

(2) 要支援者対策

避難行動要支援者への支援体制の構築

・災害時の避難に支援を要する「避難行動要支援者」は、災害が発生した場合に被害を受けやすく、支援体制を構築することが必要である。(社会福祉課)

(3) 災害予防

建築物の災害予防・耐震化

・学校及び保育施設は児童生徒が一日の大半を過ごす活動の場であり、非常災害時には地域住民の避難・救護施設の役割も果たすことから、安全性を確保する必要がある。

(学校教育課・子育て支援課)

職員・市民・学校教育等に対する防災教育

・各学校で定めている学校安全計画に基づく避難訓練等を実施したり、社会科等の学習の時間における地域防災マップ作りなどを通して防災意識をより高めることが必要である。(学校教育課)

・各保育施設で定めている災害対応マニュアルに基づく避難訓練を実施し、防災意識をより高めることが必要である。(子育て支援課)

(4) ボランティア体制

災害ボランティアの活動環境の整備

・災害ボランティアが活動しやすいように、ニーズの把握、派遣調整、関係機関との調整を行う災害ボランティアコーディネーターの養成が必要である。(社会福祉課)

4 エネルギー、ライフライン

(1) 上下水道施設の安全化

水道施設の安全化

- ・重要給水施設へ送る基幹管路の耐震化が必要である。(水道課)
- ・老朽化施設、管路の更新が必要である。(水道課)
- ・緊急給水用備品の確保が必要である。(水道課)
- ・応急体制の整備が必要である。(水道課)

下水道施設の安全化

- ・大規模災害時の公衆衛生問題の発生を防ぐため、公共下水道施設の老朽化対策を計画的に進める必要がある。(下水道課)
- ・大規模災害発生後に速やかに下水道機能の維持或いは回復を図るため、公共下水道業務継続計画(BCP)の策定及び実効性の向上を図ることが必要である。(下水道課)

農業集落排水の機能保全

- ・農業集落排水施設や管路及び緊急輸送道路等に埋設されている管路について、機能確保のため、施設の機能保全対策を行う必要がある。(下水道課)

5 情報通信

(1) 情報通信体制の整備

防災情報の伝達(防災情報伝達システム整備事業)

- ・防災情報を伝達するシステムを整備する必要がある。【再掲】(総務課)

防災情報伝達手段の冗長化

- ・大規模災害により、ライフラインが途絶した場合も防災情報が伝達できるよう、冗長化を図る必要がある。【再掲】(総務課)

市民への的確な情報伝達体制の整備

- ・ケーブルの破損によりCATV放送の受信及びインターネット通信が困難になるおそれがある。
(政策企画課)

避難情報の伝達(防災情報伝達システム整備事業)

- ・避難情報を伝達するシステムを整備する必要がある。【再掲】(総務課)

6 交通・物流

(1) 交通施設の安全化・輸送路の整備等

防災空間の確保・交通施設の安全化

- ・主要な幹線道路等における橋梁の耐震対策など、施設の耐震化等の対策を着実に進める必要がある。(土木建設課)
- ・災害時の避難路等確保のため、主要な幹線道路など重要な役割を担う道路の着実な整備、防災対策、維持管理、長寿命化対策等を行う必要がある。(土木建設課)
- ・緊急物資等を海上輸送する際の拠点となるため、漁港の基盤整備による救援物資等の輸送手段を確保する必要がある。※農道は、主要な幹線道路等に含まれる。(農林水産課)

(2) 交通規制体制の整備等

交通規制の実施責任者、実施体制の整備

- ・道路の損壊決壊等発生時には、二次災害を招くおそれがあるほか、避難誘導等に重大な影響を及ぼすことから、適切な規制を行う必要がある。(土木建設課)

(3) 輸送体制の整備

道路寸断への対応

- ・災害時の輸送路等確保のため、主要な幹線道路など重要な役割を担う道路の着実な整備、防災対策、維持管理、老朽化対策等を行う必要がある。また、寸断が生じた際の対応の強化に取り組む必要がある。(土木建設課)

輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定

- ・災害時の輸送手段を迅速かつ的確に確保する必要があることから物資備蓄・収集拠点周知を図る必要がある。(農林水産課)

7 経済産業

(1) 企業における防災対策等

事業所における防災体制の整備

- ・事業所と地域の親和性を高め、地域と連携した防災訓練等を促進する必要がある。(商工観光課)

事業所における事業継続の取組の推進

- ・市内事業所における業務継続計画(BCP)の策定が必要である。(商工観光課)

(2) 帰宅困難者対策

観光客の安全確保

- ・観光客の帰宅困難者や安否確認に関する情報発信等について、具体的手順や必要な対策を整理する必要がある。(商工観光課)

(3) 輸送路の確保

産業・エネルギーの持続

- ・県内の東西を結ぶ国道9号が寸断された場合、高速道路(山陰道)が繋がっていないため、物流停止により、企業の生産力が著しく低下し、国際競争力の低下を招くことから、軸となる輸送ルートの確保が必要である。(建設政策課)

8 国土保全

(1) 河川・海岸の災害防止

波浪・浸食・高潮災害の防止対策

- ・沿岸部があり、冬季風浪や台風時の侵食、波浪、高潮や津波等の被害が生じやすいため、海岸保全施設の整備や適切な維持管理・老朽化対策とともに、危険箇所の周知を行う必要がある。
(建設政策課)

河川等氾濫の防止対策

- ・河川管理施設等の維持管理、老朽化対策を進める必要がある。(土木建設課)

(2) 土砂災害等の災害防止

土砂災害の防止・公共土木施設の安全化

- ・森林の有する国土保全機能の低下や近年の異常気象に伴う豪雨により山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、治山対策を推進する必要がある。
地すべり危険箇所については、危険箇所の把握を進める必要がある。(農林水産課)

農業基盤施設の安全化

- ・安全性に不安のある老朽化した農業用ため池は、災害等により決壊するおそれがあるため、整備補強を進める必要がある。(農林水産課)

森林整備の実施

- ・森林の有する国土保全機能の低下や近年の異常気象に伴う豪雨により山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、森林整備を推進する必要がある。(農林水産課)

9 環境

(1) 生活環境に関する施設等の安全化

下水道施設の安全化

- ・大規模災害時の公衆衛生問題の発生を防ぐため、公共下水道施設の老朽化対策を計画的に進める必要がある。(下水道課)
- ・大規模災害発生後に速やかに下水道機能の維持或いは回復を図るため、公共下水道業務継続計画(BCP)の策定及び実効性の向上を図ることが必要である。【再掲】(下水道課)

農業集落排水の機能保全

- ・農業集落排水施設や管路及び緊急輸送道路等に埋設されている管路について、機能確保のため、施設の機能保全対策を行う必要がある。【再掲】(下水道課)

廃棄物処理体制の整備

- ・災害時に、廃棄物を適正かつ速やかに処理できるようにするため、近隣の市町村や業界団体との連携など県・関係市町村による廃棄物処理の仕組みづくりを促進することが必要である。
(市民生活課)
- ・災害廃棄物の仮置き場候補地と仮置き場の設置運営に係る資機材や人員等の検討を行う必要がある。(市民生活課)
- ・災害廃棄物を円滑に処理するための体制(収集運搬のための機材や労務、情報の収集と伝達、ボランティア活動の支援、処理困難物の処理等)を構築する必要がある。(市民生活課)

10 横断的分野(避難訓練、防災組織、防災教育)

(1) 避難訓練

避難行動要支援者への支援体制の構築

- ・災害時の避難に支援を要する「避難行動要支援者」は、災害が発生した場合に被害を受けやすく、支援体制を構築することが必要である。【再掲】(社会福祉課)

避難施設の設置

- ・自然災害に対応した避難施設を設置・指定する必要がある。(総務課)

避難・救助体制の確立

- ・要配慮者を支えあう共助の体制を整備する必要がある。【再掲】(総務課)

(2) 防災組織等の活動環境の整備

地域コミュニティ活動による防災体制の構築

- ・各地区で防災の取組があるものの、活動の進捗や住民の意識はまちまちになっている。(地域振興課)
- ・有事に、リーダーとなる人材が地域に少ない。(地域振興課)

広域応援協力体制の整備

- ・ライフラインの途絶や食料の欠乏に備え、他地域からの支援を受けられる体制を整備する必要がある。【再掲】(総務課)

常備消防組織の機能強化

- ・災害時における消防・救急・救助体制の機能を強化する必要がある。【再掲】(総務課)

非常備消防組織の機能強化

- ・災害時における消防・救助体制の機能を強化する必要がある。【再掲】(総務課)

事業所における防災体制の整備

- ・事業所と地域の親和性を高め、地域と連携した防災訓練等を促進する必要がある。【再掲】(商工観光課)

災害復旧の担い手の確保

- ・災害対応等により地域の安全・安心を守る優良な建設業者の存続のために、担い手の育成・確保対策を行う必要がある。(土木建設課)

支援協定締結団体との連携強化

- ・災害時における公共土木施設の機能確保と回復のため、建設業者と連携した応急対策を行う必要がある。(土木建設課)

(3) 防災教育

防災マップの整備

- ・自然災害のリスクを住民に伝える必要がある。(総務課)

海拔表示板の設置

- ・自然災害のリスクを住民に伝える必要がある。(総務課)

避難施設の設置

- ・自然災害に対応した避難施設を設置・指定する必要がある。(総務課)

職員・市民・学校教育等に対する防災教育

- ・各学校で定めている学校安全計画に基づく避難訓練等を実施したり、社会科等の学習の時間における地域防災マップ作りなどを通して防災意識をより高めることが必要である。【再掲】(学校教育課)
- ・各保育施設で定めている災害対応マニュアルに基づく避難訓練を実施し、防災意識をより高めることが必要である。【再掲】(子育て支援課)

地域における要配慮者対策

- ・外国人は土地勘がなく、迅速な避難行動ができないおそれがある。(政策企画課・総務課)
- ・外国人は言語・文化・宗教等の違いにより、避難生活では厳しい環境下におかれるなど、支援が必要な要配慮者となることから、通訳・相談等のコミュニケーション支援が必要である。(政策企画課)

11 横断的分野(老朽化対策)

建築物の災害予防・耐震化

・学校及び保育施設は児童生徒が一日の大半を過ごす活動の場であり、非常災害時には地域住民の避難・救護施設の役割も果たすことから、安全性を確保する必要がある。【再掲】

(学校教育課・子育て支援課)

・地域コミュニティ交流センターの建築年基準と老朽化の進行から耐震性に問題がある。

(地域振興課)

建築物の老朽化対策

・市有建築物の安全性を確保するため、『江津市公共施設等総合管理計画』及び各施設の『長寿命化計画』に基づき、各施設管理者において施設の長寿命化などを計画的に進める必要がある。

(管財課・建築住宅課)

防災空間の確保

・大規模自然災害時の電柱の倒壊による電力の供給停止や通信障害を防ぐため、無電柱化の推進が必要である。(建設政策課)

水道施設の安全化

・重要給水施設へ送る基幹管路の耐震化が必要である。【再掲】(水道課)

・老朽化施設、管路の更新が必要である。【再掲】(水道課)

・緊急給水用備品の確保が必要である。【再掲】(水道課)

・応急体制の整備が必要である。【再掲】(水道課)

下水道施設の安全化

・大規模災害時の公衆衛生問題の発生を防ぐため、公共下水道施設の老朽化対策を計画的に進める必要がある。【再掲】(下水道課)

・大規模災害発生後に速やかに下水道機能の維持或いは回復を図るため、公共下水道業務継続計画(BCP)の策定及び実効性の向上を図ることが必要である。【再掲】(下水道課)

農業集落排水の機能保全

・農業集落排水施設等について、機能保全対策や耐震化を計画的に実施する。【再掲】(下水道課)

別紙2 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価

1. 直接死を最大限防ぐ

1-1) 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

防災空間の確保・交通施設の安全化

- ・主要な幹線道路等における橋梁の耐震対策など、施設の耐震化等の対策を着実に進める必要がある。(土木建設課)
- ・災害時の避難路等確保のため、主要な幹線道路など重要な役割を担う道路の着実な整備、防災対策、維持管理、長寿命化対策等を行う必要がある。(土木建設課)
- ・緊急物資等を海上輸送する際の拠点となるため、漁港の基盤整備による救援物資等の輸送手段を確保する必要がある。
※農道は、主要な幹線道路「等」の等を含む。(農林水産課)
- ・地震発生時における延焼遮断あるいは避難地としての都市公園が不足しているため、防災機能を備えた公園を整備する必要がある。(建設政策課・土木建設課)

交通規制の実施責任者、実施体制の整備

- ・道路の損壊決壊等発生時には、二次災害を招くおそれがあるほか、避難誘導等に重大な影響を及ぼすことから、適切な規制を行う必要がある。(土木建設課)

崩壊危険地域の予防対策

- ・地震時に法面崩壊等が発生する可能性があることから、道路施設の被害を防止することが必要である。(土木建設課)

建築物の災害予防・耐震化

- ・住宅や多数の者が利用する建築物などの耐震化が十分に進んでいないことから、耐震化(除却を含む)や天井脱落等の対策を促進する必要がある。(建築住宅課)
- ・土砂災害等の危険性のある区域内には多くの住宅が存在していることから移転等の促進が必要である。(建築住宅課)
- ・地域コミュニティ交流センターの建築年基準と老朽化の進行から耐震性に問題がある。(地域振興課)

工作物対策

- ・耐震性が劣る擁壁やブロック塀が避難路等の道路沿いに点在していると考えられることから倒壊した場合に人的被害の発生や避難・救助等の障害となる物件の耐震化を促す必要がある。(建築住宅課)
- ・市街地では、建築物に付属した屋外看板のうち老朽化などにより落下の危険性が発生する看板の増加が懸念されるため、暴風・地震等による脱落防止対策を促す必要がある。(建築住宅課・建設政策課)

屋内の機器・家具等の転倒防止対策

- ・地震の際に住宅を含め全ての建築物の利用者の安全確保のため、家具固定の必要性の啓発を進める必要がある。(建築住宅課)

防災的な土地利用の推進・土地利用の適正化・都市の不燃化の推進、まちな燃化

- ・都市の既成市街地内で、土地利用の細分化、老朽化した木造住宅の密集、耐震基準を満たしていない建物の存在、道路や公園など公共施設の未整備といった状況がみられることから、宅地の耐震化や不燃化など安全な都市空間を整備する必要がある。(建設政策課)

液状化・崩壊危険地域の予防対策

- ・大規模地震発生時に、地盤の状況によっては液状化が発生する可能性があるため、建築物に対する被害を防止する必要がある。(建設政策課)

1-2) 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

建築物の災害予防・耐震化

- ・学校及び保育施設は児童生徒が一日の大半を過ごす活動の場であり、非常災害時には地域住民の避難・救護施設の役割も果たすことから、安全性を確保する必要がある。
(学校教育課・子育て支援課)
- ・多数の者を収容する施設の安全性を高めるため、各施設管理者において、大空間天井や照明等の耐震化を進める必要がある。(建築住宅課)
- ・多数の者が利用する建築物などの耐震化が十分に進んでいないことから、耐震化(除却を含む)や天井脱落等の対策を促進する必要がある。(建築住宅課)
- ・地域コミュニティ交流センターの建築年基準と老朽化の進行から耐震性に問題がある。

【再掲】(地域振興課)

建築物の老朽化対策

- ・市有建築物の安全性を確保するため、『江津市公共施設等総合管理計画』及び各施設の『長寿命化計画』に基づき、各施設管理者において施設の長寿命化などを計画的に進める必要がある。(管財課・建築住宅課)

1-3) 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

波浪・浸食・高潮災害の防止対策

- ・沿岸部があり、冬季風浪や台風時の侵食、波浪、高潮や津波等の被害が生じやすいため、海岸保全施設の整備や適切な維持管理・老朽化対策とともに、危険箇所の周知を行う必要がある。
(建設政策課)

避難行動要支援者への支援体制の構築

- ・災害時の避難に支援を要する「避難行動要支援者」は、災害が発生した場合に被害を受けやすく、支援体制を構築することが必要である。(社会福祉課)

防災マップの整備

- ・自然災害のリスクを住民に伝える必要がある。(総務課)

海拔表示板の設置

- ・自然災害のリスクを住民に伝える必要がある。(総務課)

避難施設の設置

- ・自然災害に対応した避難施設を設置・指定する必要がある。(総務課)

避難・救助体制の確立

- ・要配慮者を支えあう共助の体制を整備する必要がある。(総務課)

防災情報の伝達(防災情報伝達システム整備事業)

- ・防災情報を伝達するシステムを整備する必要がある。(総務課)

1-4) 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

河川等氾濫の防止対策

- ・河川管理施設等の維持管理、老朽化対策を進める必要がある。(土木建設課)
- ・河川氾濫により家屋等が浸水するおそれがあることから、対策工事を進める必要がある。
(建設政策課・土木建設課)

職員・市民・学校教育等に対する防災教育

- ・各学校で定めている学校安全計画に基づく避難訓練等を実施したり、社会科等の学習の時間における地域防災マップ作りなどを通して防災意識をより高めることが必要である。(学校教育課)
- ・各保育施設で定めている災害対応マニュアルに基づく避難訓練を実施し、防災意識をより高めることが必要である。(子育て支援課)

地域における要配慮者対策

- ・外国人は土地勘がなく、迅速な避難行動ができない恐れがある。(政策企画課・総務課)

避難行動要支援者への支援体制の構築

- ・災害時の避難に支援を要する「避難行動要支援者」は、災害が発生した場合に被害を受けやすく、支援体制を構築することが必要である。【再掲】(社会福祉課)

防災マップの整備

- ・自然災害のリスクを住民に伝える必要がある。【再掲】(総務課)

避難施設の設置

- ・自然災害に対応した避難施設を設置・指定する必要がある。【再掲】(総務課)

避難・救助体制の確立

- ・要配慮者を支えあう共助の体制を整備する必要がある。【再掲】(総務課)

防災情報の伝達(防災情報伝達システム整備事業)

- ・避難情報を伝達するシステムを整備する必要がある。(総務課)

1-5) 大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生

建築物の災害予防・耐震化

- ・土砂災害等の危険性のある区域内には多くの住宅が存在していることから移転等の促進が必要である。【再掲】(建築住宅課)

河川等氾濫の防止対策

- ・河川管理施設等の維持管理、老朽化対策を進める必要がある。【再掲】(土木建設課)

交通規制の実施責任者、実施体制の整備

- ・道路の損壊決壊等発生時には、二次災害を招くおそれがあるほか、避難誘導等に重大な影響を及ぼすことから、適切な規制を行う必要がある。【再掲】(土木建設課)

職員・市民・学校教育等に対する防災教育

- ・各学校で定めている学校安全計画に基づく避難訓練等を実施したり、社会科等の学習の時間における地域防災マップ作りなどを通して防災意識をより高めることが必要である。

【再掲】(学校教育課)

- ・各保育施設で定めている災害対応マニュアルに基づく避難訓練を実施し、防災意識をより高めることが必要である。【再掲】(子育て支援課)

地域における要配慮者対策

- ・外国人は土地勘がなく、迅速な避難行動ができない恐れがある。【再掲】(政策企画課・総務課)

避難行動要支援者への支援体制の構築

- ・災害時の避難に支援を要する「避難行動要支援者」は、災害が発生した場合に被害を受けやすく、支援体制を構築することが必要である。【再掲】(社会福祉課)

防災マップの整備

- ・自然災害のリスクを住民に伝える必要がある。【再掲】(総務課)

避難施設の設置

- ・自然災害に対応した避難施設を設置・指定する必要がある。【再掲】(総務課)

避難・救助体制の確立

- ・要配慮者を支えあう共助の体制を整備する必要がある。【再掲】(総務課)

防災情報の伝達(防災情報伝達システム整備事業)

- ・防災情報を伝達するシステムを整備する必要がある。【再掲】(総務課)

土砂災害の防止・公共土木施設の安全化

- ・森林の有する国土保全機能の低下や近年の異常気象に伴う豪雨により山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、治山対策を推進する必要がある。(農林水産課)

- ・地すべり危険箇所については、危険個所の把握を進める必要がある。(農林水産課)

農業基盤施設の安全化

- ・安全性に不安のある老朽化した農業用ため池は、災害等により決壊するおそれがあるため、整備補強を進める必要がある。(農林水産課)

森林整備の実施

- ・森林の有する国土保全機能の低下や近年の異常気象に伴う豪雨により山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、森林整備を推進する必要がある。(農林水産課)

2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

防災空間の確保・交通施設の安全化

- ・主要な幹線道路等における橋梁の耐震対策など、施設の耐震化等の対策を着実に進める必要がある。【再掲】(土木建設課)
- ・災害時の避難路等確保のため、主要な幹線道路など重要な役割を担う道路の着実な整備、防災対策、維持管理、長寿命化対策等を行う必要がある。【再掲】(土木建設課)

道路寸断への対応

- ・災害時の輸送路等確保のため、主要な幹線道路など重要な役割を担う道路の着実な整備、防災対策、維持管理、老朽化対策等を行う必要がある。また、寸断が生じた際の対応の強化に取り組む必要がある。(土木建設課)

地域コミュニティ活動による防災体制の構築

- ・各地区で防災の取組があるものの、活動の進捗や住民の意識はまちまちになっている。(地域振興課)

広域応援協力体制の整備

- ・ライフラインの途絶や食料の欠乏に備え、他地域からの支援を受けられる体制を整備する必要がある。(総務課)

災害対応物資の備蓄

- ・ライフラインの途絶や食料の欠乏に備え、備蓄物資を整備する必要がある。(総務課)

輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定

- ・災害時の輸送手段を迅速かつ的確に確保する必要があることから物資備蓄・収集拠点周知を図る必要がある。(農林水産課)

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

波浪・浸食・高潮災害の防止対策

- ・沿岸部があり、冬季風浪や台風時の侵食、波浪、高潮や津波等の被害が生じやすいため、海岸保全施設の整備や適切な維持管理・老朽化対策とともに、危険箇所の周知を行う必要がある。【再掲】(建設政策課)

防災空間の確保・交通施設の安全化

- ・主要な幹線道路等における橋梁の耐震対策など、施設の耐震化等の対策を着実に進める必要がある。【再掲】(土木建設課)
- ・災害時の避難路等確保のため、主要な幹線道路など重要な役割を担う道路の着実な整備、防災対策、維持管理、長寿命化対策等を行う必要がある。【再掲】(土木建設課)

道路寸断への対応

- ・災害時の輸送路等確保のため、主要な幹線道路など重要な役割を担う道路の着実な整備、防災対策、維持管理、老朽化対策等を行う必要がある。また、寸断が生じた際の対応の強化に取り組む必要がある。【再掲】(土木建設課)

災害対応物資の備蓄

- ・ライフラインの途絶や食料の欠乏に備え、備蓄物資を整備する必要がある。【再掲】(総務課)

2-3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

避難・救助体制の確立

- ・要配慮者を支えあう共助の体制を整備する必要がある。【再掲】(総務課)

常備消防組織の機能強化

- ・災害時における消防・救急・救助体制の機能を強化する必要がある。(総務課)

非常備消防組織の機能強化

- ・災害時における消防・救助体制の機能を強化する必要がある。(総務課)

2-4) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

医療救護体制の強化

- ・災害発生時における医療救護を必要とする多数の傷病者の発生とともに、これに対応すべき医療施設も被害を受けることにより医療提供が困難となる状況が見込まれる。これに対応するための災害拠点病院、災害派遣医療チーム、医療救護班が効率的かつ効果的に活動が行える体制の整備、充実が必要である。(健康医療対策課)

医療救護資機材・医薬品の備蓄並びに調達体制の強化

- ・災害時における医療救護を適切に行うためには、必要な医療器材や医薬品を確保する必要がある。(健康医療対策課)

道路寸断への対応

- ・災害時の輸送路等確保のため、主要な幹線道路など重要な役割を担う道路の着実な整備、防災対策、維持管理、老朽化対策等を行う必要がある。また、寸断が生じた際の対応の強化に取り組む必要がある。【再掲】(土木建設課)

災害対応物資の備蓄

- ・ライフラインの途絶や食料の欠乏に備え、備蓄物資を整備する必要がある。【再掲】(総務課)

2-5) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

下水道施設の安全化

- ・大規模災害時の公衆衛生問題の発生を防ぐため、公共下水道施設の老朽化対策を計画的に進める必要がある。(下水道課)
- ・大規模災害発生後に速やかに下水道機能の維持或いは回復を図るため、公共下水道業務継続計画(BCP)の策定及び実効性の向上を図ることが必要である。(下水道課)

農業集落排水の機能保全

- ・農業集落排水施設や管路及び緊急輸送道路等に埋設されている管路について、機能確保のため、施設の機能保全対策を行う必要がある。(下水道課)

防疫・保健衛生体制の強化

- ・被災地域においては、衛生条件も悪く、感染症等の発生が予想される。感染症の発生、拡大を未然に防止する必要がある。(健康医療対策課)

防疫用薬剤・器具等の備蓄

- ・災害時には消毒薬剤や消毒機材の調達が困難となることがあるため、平時よりその確保や整備に努める必要がある。(健康医療対策課)

2-6) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

被災者の健康管理

- ・災害の規模、長期化によっては、被災者の精神面も含めた健康管理や公衆衛生活動自体の継続が困難になること予想される。公衆衛生活動が適切かつ継続的にできる体制構築が必要。(健康医療対策課)

地域における要配慮者対策

- ・外国人は言語・文化・宗教等の違いにより、避難生活では厳しい環境下におかれるなど、支援が必要な要配慮者となることから、通訳・相談等のコミュニケーション支援が必要である。(政策企画課)

3. 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 行政機能の機能不全

建築物の災害予防・耐震化

- ・多数の者を収容する施設の安全性を高めるため、各施設管理者において、大空間天井や照明等の耐震化を進める必要がある。【再掲】(建築住宅課)
- ・多数の者が利用する建築物などの耐震化が十分に進んでいないことから、耐震化(除却を含む)や天井脱落等の対策を促進する必要がある。【再掲】(建築住宅課)

クラウド化の推進

- ・大規模災害が起きた際に重要なデータの消失を防ぐ必要がある。(政策企画課)

ICT部門の業務継続性の推進

- ・災害時にできるだけ速やかにシステム・ネットワークの復旧を図る必要がある。(政策企画課)

災害ボランティアの活動環境の整備

- ・災害ボランティアが活動しやすいように、ニーズの把握、派遣調整、関係機関との調整を行う災害ボランティアコーディネーターの養成が必要である。(社会福祉課)

防災情報伝達手段の冗長化

- ・大規模災害により、ライフラインが途絶した場合も防災情報が伝達できるよう、冗長化を図る必要がある。(総務課)

広域応援協力体制の整備

- ・ライフラインの途絶や食料の欠乏に備え、他地域からの支援を受けられる体制を整備する必要がある。【再掲】(総務課)

業務継続計画の策定

- ・行政が被災し、機能不全とならないように業務継続計画の策定が必要である。(総務課)

4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1) 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

防災空間の確保

- ・大規模自然災害時の電柱の倒壊による電力の供給停止や通信障害を防ぐため、無電柱化の推進が必要である。(建設政策課)

防災情報伝達手段の冗長化

- ・大規模災害により、ライフラインが途絶した場合も防災情報が伝達できるよう、冗長化を図る必要がある。【再掲】(総務課)

4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

観光客の安全確保

- ・観光客の帰宅困難者や安否確認に関する情報発信等について、具体的手順や必要な対策を整理する必要がある。(商工観光課)

市民への的確な情報伝達体制の整備

- ・ケーブルの破損によりCATV放送の受信及びインターネット通信が困難になる恐れがある。(政策企画課)

地域における要配慮者対策

- ・外国人は言語・文化・宗教等の違いにより、避難生活では厳しい環境下におかれるなど、支援が必要な要配慮者となることから、通訳・相談等のコミュニケーション支援が必要である。【再掲】(政策企画課)

避難情報の伝達(防災情報伝達システム整備事業)

- ・避難情報を伝達するシステムを整備する必要がある。【再掲】(総務課)

4-3) 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

避難情報の伝達(防災情報伝達システム整備事業)

- ・避難情報を伝達するシステムを整備する必要がある。【再掲】(総務課)

5. 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下

事業所における防災体制の整備

- ・事業所と地域の親和性を高め、地域と連携した防災訓練等を促進する必要がある。
(商工観光課)

事業所における事業継続の取組の推進

- ・市内事業所における業務継続計画(BCP)の策定が必要である。(商工観光課)

産業・エネルギーの持続

- ・県内の東西を結ぶ国道9号が寸断された場合、高速道路(山陰道)が繋がっていないため、物流停止により、企業の生産力が著しく低下し、国際競争力の低下を招くことから、軸となる輸送ルート確保が必要である。(建設政策課)

5-2) エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

事業所における事業継続の取組の推進

- ・市内事業所における業務継続計画(BCP)の策定が必要である。【再掲】(商工観光課)

6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。

6-1) 電力供給ネットワーク(発電電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

産業・エネルギーの持続

- ・災害時における避難や救急活動および物資の輸送を確保するための緊急輸送道路の軸となる山陰道の整備を促進する。【再掲】(建設政策課)
- ・緊急輸送道路や県内各地とインターチェンジを連結する道路、広域市町村圏中心都市へ連絡する道路について、迂回路や防災拠点の状況等、道路の重要度を把握し、広域的視点で優先順位の高いところから、重点的・計画的に整備を推進する。【再掲】(土木建設課)

6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

水道施設の安全化

- ・重要給水施設へ送る基幹管路の耐震化が必要である。(水道課)
- ・老朽化施設、管路の更新が必要である。(水道課)
- ・緊急給水用備品の確保が必要である。(水道課)
- ・応急体制の整備が必要である。(水道課)

6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

下水道施設の安全化

- ・大規模災害時の公衆衛生問題の発生を防ぐため、公共下水道施設の老朽化対策を計画的に進める必要がある。【再掲】(下水道課)
- ・大規模災害発生後に速やかに下水道機能の維持或いは回復を図るため、公共下水道業務継続計画(BCP)の策定及び実効性の向上を図ることが必要である。【再掲】(下水道課)

農業集落排水の機能保全

- ・農業集落排水施設や管路及び緊急輸送道路等に埋設されている管路について、機能確保のため、施設の機能保全対策を行う必要がある。【再掲】(下水道課)

6-4) 基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止

防災空間の確保・交通施設の安全化

- ・主要な幹線道路等における橋梁の耐震対策など、施設の耐震化等の対策を着実に進める必要がある。【再掲】(土木建設課)
- ・災害時の避難路等確保のため、主要な幹線道路など重要な役割を担う道路の着実な整備、防災対策、維持管理、長寿命化対策等を行う必要がある。【再掲】(土木建設課)

道路寸断への対応

- ・災害時の輸送路等確保のため、主要な幹線道路など重要な役割を担う道路の着実な整備、防災対策、維持管理、老朽化対策等を行う必要がある。また、寸断が生じた際の対応の強化に取り組む必要がある。【再掲】(土木建設課)

交通規制の実施責任者、実施体制の整備

- ・道路の損壊決壊等発生時には、二次災害を招くおそれがあるほか、避難誘導等に重大な影響を及ぼすことから、適切な規制を行う必要がある。【再掲】(土木建設課)

崩壊危険地域の予防対策

- ・地震時に法面崩壊等が発生する可能性があることから、道路施設の被害を防止することが必要である。【再掲】(土木建設課)

7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1) 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

防災的な土地利用の推進

・都市の既成市街地内で、土地利用の細分化、老朽化した木造住宅の密集、耐震基準を満たしていない建物の存在、道路や公園など公共施設の未整備といった状況がみられることから、宅地の耐震化や不燃化など安全な都市空間を整備する必要がある。【再掲】(建設政策課)

常備消防組織の機能強化

・災害時における消防・救急・救助体制の機能を強化する必要がある。【再掲】(総務課)

非常備消防組織の機能強化

・災害時における消防・救助体制の機能を強化する必要がある。【再掲】(総務課)

7-2) 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

交通規制の実施責任者、実施体制の整備

・道路の損壊決壊等発生時には、二次災害を招くおそれがあるほか、避難誘導等に重大な影響を及ぼすことから、適切な規制を行う必要がある。【再掲】(土木建設課)

工作物対策

・耐震性が劣る擁壁やブロック塀が避難路等の道路沿いに点在していると考えられることから倒壊した場合に人的被害の発生や避難・救助等の障害となる物件の耐震化を促す必要がある。
(建築住宅課)

7-3) ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

土砂災害の防止・公共土木施設の安全化

・森林の有する国土保全機能の低下や近年の異常気象に伴う豪雨により山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、治山対策を推進する必要がある。(農林水産課)
・地すべり危険箇所については、危険個所の把握を進める必要がある。【再掲】(農林水産課)

農業基盤施設の安全化

・安全性に不安のある老朽化した農業用ため池は、災害等により決壊するおそれがあるため、整備補強を進める必要がある。【再掲】(農林水産課)

7-4) 農地・森林等の被害による国土の荒廃

森林整備の実施

・適切な森林の整備と保全を図るため、人工林等において森林整備対策を実施する。【再掲】
(農林水産課)

8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

廃棄物処理体制の整備

- ・災害時に、廃棄物を適正かつ速やかに処理できるようにするため、近隣の市町村や業界団体との連携など県・関係市町村による廃棄物処理の仕組みづくりを促進することが必要である。
(市民生活課)
- ・災害廃棄物の仮置き場候補地と仮置き場の設置運営に係る資機材や人員等の検討を行う必要がある。(市民生活課)
- ・災害廃棄物を円滑に処理するための体制(収集運搬のための機材や労務、情報の収集と伝達、ボランティア活動の支援、処理困難物の処理等)を構築する必要がある。(市民生活課)

8-2) 復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

災害復旧の担い手の確保

- ・災害対応等により地域の安全・安心を守る優良な建設業者の存続のために、担い手の育成・確保対策を行う必要がある。(商工観光課・建設政策課・土木建設課)

支援協定締結団体との連携強化

- ・災害時における公共土木施設の機能確保と回復のため、建設業者と連携した応急対策を行う必要がある。(土木建設課)

地域コミュニティ活動による防災体制の構築

- ・有事に、リーダーとなる人材が地域に少ない。(地域振興課)

地震被災建築物応急危険度判定体制等の整備

- ・地震により被災した建築物及び宅地の危険性を判定し、余震による人的被害を防ぐ必要があることから、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の育成と体制を維持する必要がある。(建築住宅課・建設政策課)

8-3) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

地籍調査の推進

- ・災害発生時の迅速な復旧・復興を図るためには、地籍調査事業を促進する必要がある。
(管財課)

応急仮設住宅等の確保体制の整備

- ・住宅被災者等の早期の生活再建のため、応急仮設住宅の迅速な確保が必要である。
(総務課・建築住宅課)

別紙3 強靱化に関する事業一覧

施策分野	事業名	事業期間	総事業費 (千円)	回避する リスクシナリオ
行政機能	防災情報伝達システム整備事業	R1～2	581,300	1-3,1-4,1-5 4-2,4-3
住宅・都市・ 土地利用	住環境整備事業(東高浜市街地整備事業)	H23～R25	1,610,000	1-1、7-1
	東高浜地区公園整備事業	H23～R25	200,000	1-1、7-1
	都市計画道路江津中央公園線道路整備事業	検討中	未定	1-1
	東高浜地区集会施設整備事業	H23～R25	390,000	1-1、7-1
	川越地区都市防災総合整備事業	H30～R4	244,700	1-4
	宅地耐震化推進事業	検討中	未定	1-1
	都市公園・緑地等事業	検討中	未定	1-1、7-1
	住宅・建築物安全ストック形成事業			
	(木造住宅耐震化促進事業)	H21～	6,800	1-1
	(要安全確認計画記載建築物耐震化促進事業)	H30～R2	未定	1-1
	(ブロック塀等安全確保事業)	R2～	2,640	1-1,7-2
	(がけ地近接等危険住宅移転事業)	S48～	未定	1-1,1-5
	(市有建築物耐震化事業)	随時	未定	1-1,1-2,3-1
	地域防災拠点建築物整備緊急促進事業			
	(要安全確認計画記載建築物の耐震化に関する事業)	R3～	未定	1-1
	公営住宅等ストック総合改善事業 (公営住宅長寿命化事業)	随時	未定	1-2
	公営住宅等整備事業 (公営住宅建替整備事業)	随時	未定	1-2
空き家対策総合支援事業	R4～	未定	1-1	
市山長谷線ほか(市山工区)道路改良事業	R2～R7	65,000	1-4	
敬川大浜線(敬川工区)道路改良事業	R3～R5	50,000	1-4	
保健医療・ 福祉、教育	小学校施設耐震化事業	R2～R4	240,000	1-2
	学校施設改修事業 (学校施設等大規模改修事業)	R2～	242,000 (R2～R5)	1-2
	統合西部小学校建設事業	R3～R9	3,292,905	1-2
	保育所等整備交付金事業	R3	86,000	1-2
エネルギー・ ライフライン	管路更新事業	R2～R8	1,075,800	6-2
	水管橋等長寿命化事業	R2～R8	239,500	6-2
	主要施設改良更新事業	R2～R7	163,100	6-2
	中央監視システム更新事業	R3～R4	97,000	6-2
	機械設備等更新事業	R2～R8	134,900	6-2

	公共下水道事業(公共)	H14～	未定	6-3
	下水道ストックマネジメント計画策定及び点検・調査改築事業	R2～	未定	6-3
	和木敬川海岸線(敬川工区)道路改良事業	検討中	未定	2-1

施策分野	事業名	事業期間	総事業費 (千円)	回避する リスクシナリオ
交通・物流	山陰自動車道建設促進業務	—	—	2-1
	国道 261 号の改良促進業務	—	—	2-1
	小田団地線(小田工区)道路改良事業	検討中	未定	2-1
	山手月の夜線(今田工区)道路改良事業	R3～R6	70,000	2-1
	長戸路線(谷住郷工区)道路改良事業	R3～	210,000	2-1
	橋梁長寿命化事業	H26～	未定	1-1
	都野津神村線ほか(江津工区)道路改良事業	H24～	530,000	2-1
	市山長谷線ほか(市山工区)道路改良事業【再掲】	R2～R7	65,000	1-4
	和木敬川海岸線(敬川工区)道路改良事業【再掲】	検討中	未定	2-1
	公共交通安全対策事業	随時	未定	2-1
	風の里線(長谷工区)道路改良事業	検討中	未定	2-2
	道路ストック総点検事業	随時	未定	6-4
	道路ストック修繕事業	随時	未定	6-4
	落石対策事業	随時	未定	6-4
	敬川大浜線(敬川工区)道路改良事業【再掲】	R3～R5	50,000	1-4
	田の原 3 号線(川平工区)道路改良事業	R1～R3	115,000	2-1
	星島線(嘉久志工区)道路改良事業	H30～R4	100,000	2-1
	市道の舗装点検・修繕事業	随時	未定	6-4
	市道の道路附属物点検・修繕事業	随時	未定	6-4
	広域農道・農林道等の改良事業	随時	未定	2-1
管理漁港・漁業施設の整備及び維持管理業務	随時	未定	6-4	
経済産業	山陰自動車道建設促進業務【再掲】	—	—	2-1
	国道 261 号の改良促進業務【再掲】	—	—	2-1
国土保全	江の川治水事業推進業務	—	—	1-4
	ダム建設の促進業務	—	—	1-4
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策推進業務	—	—	1-5
	波来浜川河川改修事業	検討中	未定	1-4

	緊急浚渫推進事業	R3～R5	30,000	1-4
	耕作放棄地等の解消事業	随時	未定	7-3
	農業水利施設(ため池・水路等)点検・修繕・撤去事業	随時	未定	7-3
	林地崩壊防止事業	随時	未定	7-4
環境	農業集落排水資源環境統合補助事業(桜江中央・川越施設最適整備構想)	R1～R6	137,680	6-3

施策分野	事業名	事業期間	総事業費 (千円)	回避する リスクシナリオ
横断的分野 (老朽化対策)	橋梁長寿命化事業【再掲】	H26～	未定	1-1
	道路ストック総点検事業【再掲】	随時	未定	6-4
	道路ストック修繕事業【再掲】	随時	未定	6-4
	落石対策事業【再掲】	随時	未定	6-4
	市道の舗装点検・修繕事業【再掲】	随時	未定	6-4
	市道の道路付属物点検・修繕事業【再掲】	随時	未定	6-4
	管理漁港・漁業施設の整備及び維持管理業務【再掲】	随時	未定	6-4

施策分野	事業名	事業期間	総事業費 (千円)	回避する リスクシナリオ
—	地籍調査事業(有福温泉地区)	H16～	未定	1-1
	地籍調査事業(嘉久志地区)	H18～	未定	6-4
	地籍調査事業(黒松地区)	H21～	未定	6-4
	地籍調査事業(江津地区)	H20～	未定	6-4